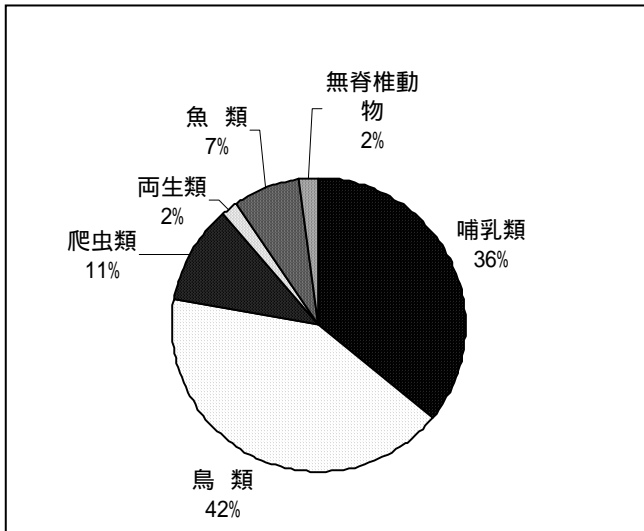


基本方針案の説明資料

1 対象動物の種類

現行の基準と同様に、哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物を対象とする。

(1) 動物園における飼育動物種の割合

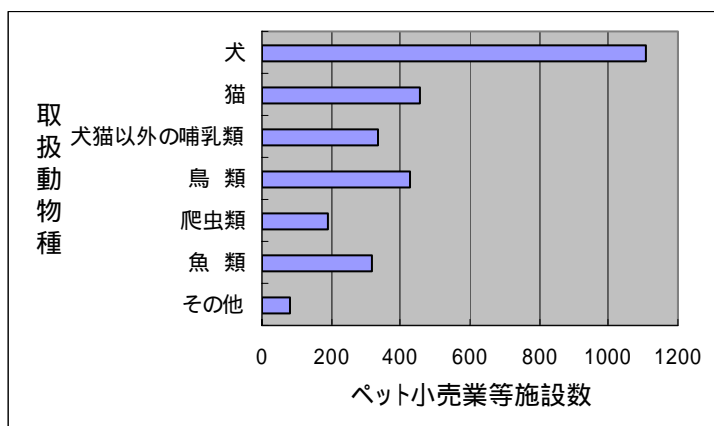


動物種	総飼育数	備考
哺乳類	3,584	92園で飼育
鳥類	4,203	91園で飼育
爬虫類	1,094	68園で飼育
両生類	208	27園で飼育
魚類	724	27園で飼育
無脊椎動物	216	17園で飼育

調査対象：社団法人日本動物園水族館協会加盟動物園92施設

出典：平成14年度日本動物園水族館年報

(2) 取扱動物種別のペット小売業等の施設数の割合



動物種	ペット小売業等施設数
犬	1,107
猫	455
犬猫以外の哺乳類	333
鳥類	427
魚類	316
爬虫類	193
その他	80

調査対象：動物取扱業(小売業・生産業・卸売業)1,397社

出典：ペット動物流通販売実態調査報告書(平成15年3月 環境省)

2 対象施設

現行の基準と同様に、動物園、水族館、動物サーカス等の興業・客寄せ施設、動物とのふれあい施設、ペットの販売・繁殖施設、動物対象の撮影施設など、人前に出る又は接触がある動物を飼養保管している施設を対象とする。

3 構成

現在の基準は、各種展示動物（施設）ごとに整理されておらず、分かり易さに欠けるきらいのある構成になっていることから、共通基準と個別基準に大別して整理する。

(1) 現行基準が対象としている施設

・動物園など

動物園、水族館、植物園、公園等の公共の場所の常設の施設において飼養展示する施設

・動物サーカスなど

不特定の場所に移動して飼養展示する施設

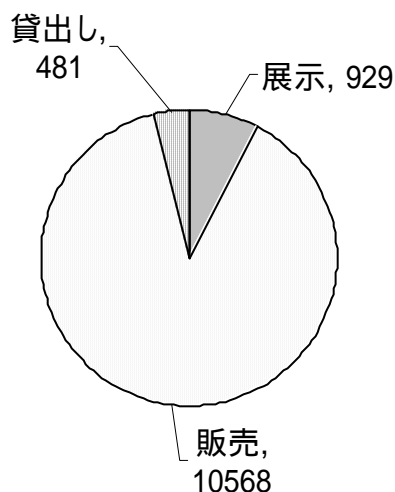
・動物対象の撮影施設など

興業、映画製作等に使用し、又は提供するために動物を飼養及び保管する施設

・ペットの販売施設など

展示用若しくは愛がん用に飼養する者に販売するため又は客寄せのために動物を飼養展示する施設

(2) 動物取扱業（展示、販売、貸出し）の届出数

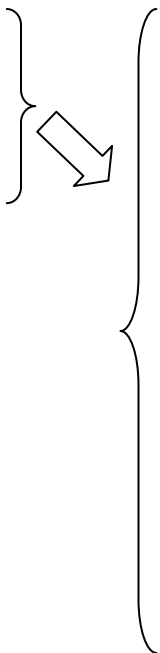


業種	業の内容	該当する業者の例
展示	動物を見せる業	動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス等
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、露店等における販売のための動物の飼養者
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者

出典：環境省資料

法第8条に基づく動物取扱業の届出数（平成14年3月現在）

(3) 目次構成の改定案

現行基準の目次構成	改定基準の目次構成 (案)
<p>第 1 一般原則 第 2 定 義</p> <p>第 3 健康及び安全の保持 第 4 危害防止 第 5 適正な展示 第 6 生活環境の保全</p>  <p>第 7 飼養展示等の補則</p>	<p>第 1 一般原則 第 2 定義</p> <p>第 3 共通基準</p> <p>1 動物の健康及び安全の保持 2 生活環境の保全 3 危害及び逸走の防止 4 5 ・ ・ ・</p> <p>第 4 個別基準</p> <p>1 動物園施設等 2 販売施設 3 撮影施設</p> <p>第 5 準用</p>

4 内容

内外の状況の変化等を踏まえ、次の事項の推進等を図る。

「展示動物の飼養及び保管に関する基準(昭和51年2月)」が策定されて以来、約27年が経過している。この間、以下に示したとおり、法改正による動物園・ペット販売店等の動物取扱業に関する届出規制の導入、動物園に関するEU指令の発令など、当該基準を取り巻く状況に色々な変化が生じている。

国内外における展示動物等に関する各種基準の制定状況

S 5 1 **展示動物の飼養及び保管に関する基準の策定**

S 5 6 英国動物園免許法 “ Zoo Licensing Act ”

S 6 3 (社)日本動物園水族館協会倫理要綱

H 1 1 動物園における野生動物の飼育に関するEU指令 “ Council Directive Relating to the Keeping of Wild Animals in Zoos ”

H 1 1 世界動物園水族館協会倫理規約 “ World Association of Zoos and Aquariums Code of Ethics ”

H 1 1 改正動物愛護管理法の公布 (動物取扱業の届出規制の導入)

H 1 2 英国新動物園飼育管理基準 “ Standards of Modern Zoo Practice ”

H 1 2 動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理方法等に関する基準の策定

H 1 4 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準 (旧犬及び猫の飼養及び保管基準) の策定

(1) 展示動物の福祉の向上

展示動物の健康と安全の確保に加えて、単純で単調になりがちな飼養保管環境を、動物福祉上、より豊かなものにすることを推進する。

- ・生活の質の向上（環境エンリッチメント等）
- ・高齢、幼齢、妊娠中又は疾病動物等に対する適切な対応の推進
- ・動物が有する社会性等の確保・育成への配慮
- ・計画的な繁殖及び繁殖制限措置の実施と終生飼養の徹底

(1) 環境エンリッチメントとは

環境エンリッチメントとは、動物園等における物理的環境（ケージや運動場、玩具といった施設等そのものの側面）及び社会的環境（同種他個体や飼育者（ひと）との関わり）を、動物本来の生活に近づけることにより、飼育動物の生活の質の向上を図ろうとするものである。

1990年代初め、米国において始められたもので、日本の動物園に取り入れられるようになったのは1990年代後半のことであり、現在多くの動物園で積極的に環境エンリッチメントが行われるようになっている。

* 参考

（社）日本動物園水族館協会編 新飼育ハンドブック動物園編 3 概論分類生理生態
「異常行動等を解決するために飼育環境の質の向上を図ることであり、動物が心身ともに健康的で十分にその能力を発揮した生活をおくることや動物の福祉について強く意識したもの」

松沢哲郎：動物福祉と環境エンリッチメント、どうぶつと動物園 51 1999
「動物福祉という理念のもとに、心理学的幸福（という客観的に測定可能な目標）を実現するためにおこなう、飼育環境を豊かにする試み」

ボルネオオランウータン飼育場



レッサーパンダ飼育場



撮影場所：いずれもよこはま動物園（ズーラシア）

(2) ペット等の販売・繁殖施設等における飼養等の適正化

改正動物愛護管理法の趣旨等を踏まえて、ペット等の販売・繁殖施設等における飼養及び保管方法の適正化を推進する。

- ・ 生体展示の適正化
- ・ 親子一緒に飼育など、幼齢動物における社会性の確保措置の実施
- ・ 適正な繁殖方法の推進(遺伝性疾患や過重な妊娠の防止)
- ・ 購入者に対する十分な説明の実施
- ・ 動物本来の習性に関して誤解を与えるおそれのない形態での撮影の実施
- ・ 移動動物園等における飼養方法の適正化

(1) 社会化とは

社会化とは、「社会的行動の学習によって社会集団のメンバーとして適当な行動ができるようになること」で、これをわかりやすく言えば、動物が他の動物でも人間でも自分以外の存在との接触、体験を通じて、相手を単なる物としてではなく何らかの付き合いをしていく社会的存在として受け入れて、過剰な反応なしに正常な行動がとれる能力を獲得することをいう。

動物の種類によっては、社会化期をほとんど必要としないものもあるが、犬やねこなどは、数週間～十数週間にわたる親子一緒に飼育などにより、社会性の確保を促すための措置期間(社会化期)が必要であるといわれている。

参考 「犬及びねこの社会化期の必要性」

犬の社会化期は、3週齢から12週齢といわれ、子犬の初期の発達段階のなかでも特に重要な時期とされています。この社会化期における子犬の身体的ならびに社会的環境が、後々の子犬の性格や子犬との様々な相互作用(他の犬との、母犬との、人との、環境との相互作用)に大きな影響を与えるからです。

この社会化の時期に母犬と所有者である人の愛情が十分に注がれ、また同胎犬(きょうだい犬)との触れ合いが存分になされれば素晴らしい家庭動物としての基礎が築かれることとなります。したがって少なくとも60日前後まではこのような環境の中で子犬を育む必要がありそれ以前の譲渡は慎むべきでしょう。

～ 中略 ～

ねこの社会化期は、生後3週齢から9週齢といわれ、子ねこの初期の発達段階のなかでも特に重要な時期とされています。この社会化期における子ねこの身体的ならびに社会的環境が、後々の子ねこの性格や環境に対する反応や適応に大きな影響を与えるからです。この社会化の時期に、母ねこと所有者である人間の愛情が十分に注がれ、また同胎ねこ(きょうだいねこ)との触れ合いが存

分になされれば、素晴らしい家庭動物としての基礎が築かれることになります。したがって社会化期の期間中は、そうした環境の中で子ねこを育む必要があり、それ以前の譲渡は慎むべきでしょう。

出典：家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の解説（環境省）



同胎犬（きょうだい犬）と一緒にの展示販売の例

注：写真中の犬は、約9週齢のミニチュアダックスフンドクマのぬいぐるみは、オモチャとして入れてあるもの

（2）動物販売業者の責務

改正動物愛護管理法では、新たにペット販売店等の動物販売業者の責務として、動物の購入者に対して適正な飼養方法等の説明を行い、理解させるよう努める旨の規定が設けられた。

（動物販売業者の責務）

第6条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

これは、飼い主の適正な飼養に係る責任を確保するためには、動物の購入に当たって、その動物の習性や特性、適正な飼養方法などについて、販売者からの適切な説明がなされることにより、当該動物の飼い主となる購入者がそれらについて十分に理解することが必要であるにもかかわらず、説明が不十分で購入者の理解がないまま飼養されている実態が、その後の不適正な飼養とそれによる動物の健康及び安全の阻害、近隣への迷惑や人への危害の発生などの一因となっていると考えられたことによっているものである。

出典：改正動物愛護管理法（動物愛護管理法令研究会）

(3) 動物の愛護及び適正管理方法の普及啓発

展示の意義・役割等に対する社会的要請の多様化を踏まえて、動物に関する正しい知識と動物愛護思想の普及啓発を推進する。

- ・動物の生態等に関する情報の提供による環境教育の推進
- ・ふれあい施設における展示動物との接触方法の適正化
- ・教育訓練された飼養者等による普及啓発等の推進

(1) 動物とのふれあい及び体験学習ニーズの高まり

動物園等において実施しているプログラムのうち、「動物とのふれあい」を取り入れたものが約4割、「飼育体験」や「観察会・実験」を取り入れたものが約3割を占めている。また、観光牧場や犬・ねことのふれあい活動ができる施設などのレクリエーション施設も出現してきている。

カテゴリー	各カテゴリーを取り入れたプログラム	
	プログラム数(件)	割合(%)
飼育体験	96	30%
ガイド	105	33%
講座・教室	129	41%
観察会・実験	100	32%
学校・授業対応	54	17%
教員対応	5	2%
レクリエーション併用型	59	19%
ふれあい	133	42%
その他	20	6%

注：割合(%)は、全316プログラムに対する割合

調査対象施設:116動物園等、調査実施年:平成12年

出典:(社)日本動物園水族館協会「動物園・水族館における生涯学習活動を充実させるための調査研究 - 教育プログラム共有化のための実態調査 - 」



(2) 動物園の意義・役割の変化

欧米においては、18世紀後半から動物学の研究・教育を主目的とする近代動物園が設立され、動物を展示する博物館としての役割を果たしてきた。しかし、自然破壊等により生物多様性が脅かされるに至り、自然の保全活動に積極的な役割を果たすことが要請されるようになってきている。

一方、我が国では、動物園は19世紀末に商業性・娯楽性の強い施設として作られたが、第二次世界大戦後は、教育、レクリエーション、自然保護、研究の社会的機能を持つとされてきた。近年は、世界的な生物多様性保全のニーズの高まり等を受け、「教育(環境教育等)」と「自然保護(種の保存等)」が大きな役割となりつつある。

* 参考

新・世界環境保全戦略

1991年に、国際自然保護連合(IUCN)が、国連環境計画(UNEP)、世界自然保護基金(WWF)とともに「新・世界環境保全戦略」を発表し、動物園を「野生動物種の生息地外での保全施設」として位置づけた。

生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)

1992年に国連環境開発会議(地球サミット)において生物多様性条約が採択され、その中で、生息域外保全のための措置等が明確にされた。

世界動物園保全戦略

1993年に、世界動物園機構(IUDZG)及び国際自然保護連合(IUCN)/種の保存委員会(SSC)/飼育下繁殖専門家集団(CBSG)は、「世界動物園保全戦略」を策定し、動物園・水族館が、生息地外での生物多様性保全に果たす役割等をより明確にした。

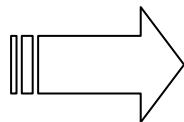
動物園における野生動物の飼育に関するEU指令

1999年に欧州連合議会は、「動物園における野生動物の飼育に関するEU指令」を制定し、加盟国は生物多様性条約に基づき野生動物の保護や生物多様性を保全することを規定した。(COUNCIL DIRECTIVE 1999/22/EC of 29 March 1999)

動物園等の社会的機能

商業性

娯楽性



- 1 教育
- 2 レクリエーション
- 3 自然保護
- 4 研究

* 今後は環境教育、野生動物の種の保存への貢献のウエイトが大きくなると指摘されている。

出典：新 飼育ハンドブック 編集：(社)日本動物園水族館協会教育指導部 等

(4) 動物による人への危害等の防止

動物による人への危害等の未然防止を徹底するため、災害時等における動物の逸走対策及び感染症予防対策等の充実を推進する。

- ・ 感染症予防への適切な対応
- ・ 点検等の励行による逸走対策等の充実
- ・ 展示動物の飼養保管記録台帳の整備や個体識別措置の推進
- ・ 関係行政機関との連携のもとでの対策計画の策定

(1) 動物由来感染症

動物由来感染症とは、ペットなどの動物から人に感染する感染症の総称である。世界保健機関（WHO）では、「人と人以外の脊椎動物の間で自然に移行するすべての病気又は感染」と定義している。

動物由来感染症の種類

動物由来感染症は、世界保健機構（WHO）で確認されているだけでも150種類以上ある。主なものとしては、狂犬病、ペスト、オウム病、Q熱等がある。

動物由来感染症には、罹患した場合、人も動物も重症になるもの、動物は無症状で人が重症になるもの、その逆に人は軽症でも動物は重症になるものなど、様々なものがある。（詳細については別紙1参照）

展示施設における最近の動物由来感染症発生事例

ふれあい牧場で腸管出血性大腸菌 0157 感染

平成9年6月、観光牧場を訪れた男児（2歳）と女児（2歳）の2名が0157に感染。

動物園でオウム病発生

平成13年6月、動物園で飼育しているシベリアヘラジカの分娩介助をした職員5名がオウム病に感染。

鳥展示施設でオウム病発生

平成13年11月～12月に鳥展示施設を訪れた12人と施設の職員等5人の計17人がオウム病に感染。

主な動物由来感染症

	病名	対象動物	主な感染経路	動物の主な症状	人の主な症状	その他	感染症の類型(**)
ウイルス	エボラ出血熱 *	サル類 終末宿主はチンパンジー	直接接触(血液、体液、糞便、尿、吐物)	サル類: 元気消失、沈うつ、食欲廃絶、出血斑(胸部、上腕内側、大腿部)、肝機能障害 感染後6~10日で100%死亡	突然の高熱、眼結膜炎、咽頭痛、関節痛、筋肉痛、頭痛、腹痛、嘔気、嘔吐、下痢、消化管出血傾向、黄疸、肝機能障害、多臓器不全	現在のところ対症療法以外には特異的効果を示す薬剤は無い	第1類感染症
	マールブルグ病 *	サル類 終末宿主は霊長類	直接(血液、尿、糞便、吐物)	サル類: 感染後3週間程度で発症、出血熱、100%死亡	突然の高熱、頭痛、筋肉痛、胃腸障害、吐気、嘔吐、頻繁な水様下痢、鼻口腔・消化管出血、肝臓障害、肺炎		
	ラッサ熱 *	マストミス(げっ歯類)	直接(咬傷、尿、糞便、体液、血液、吐物) 飛沫(塵埃)	不明	発熱と倦怠感、高熱、頭痛、筋肉痛、腹痛、下痢、発疹、重症では出血傾向	通常ではヒト ヒトへの感染はない	
	クリミア・コンゴ出血熱*	野生哺乳類や家畜(ウシ、ウサギ、ヒツジ、等)、鳥類	直接(咬傷、血液、体液、吐物) 直接接触 媒介: マダニ	ウイルス血症を起こすが発病しない	突然 40 を超える発熱、頭痛、筋肉痛、上部腹痛、結膜炎、口中の出血、下痢、肝機能障害	通常ではヒト ヒトへの感染はない	
	狂犬病	犬、猫、アライグマ、キツネ、スカンク、吸血コウモリ、ハムスター	直接(咬傷)	よだれ、意識障害、狂躁又は全身麻痺、昏睡後死亡(100%)	不安感、恐水症状、興奮、麻痺などの神経症状、発症後は昏睡、呼吸障害、死亡(100%)	犬: 年1回の予防接種の法義務 ヒト: 咬傷時石鹸で洗浄 ワクチン接種	第4類感染症
	腎症候性出血熱 (HFRS)	野ネズミ、ドブネズミ、高麗セズジネズミ、ヤチネズミ等	直接(咬傷、尿、糞便) 飛沫	無症状(げっ歯類)	ハンタ型のウイルスは重症のHFRSを起こす。突然の発熱、頭痛、腹痛、出血傾向、腎不全	ウイルス株により感染性に違いがある。通常ではヒト ヒトへの感染はない	
	Bウイルス病 *	東南アジア産マカカ属サル類(カニクイザル等)	直接(咬傷、引っかき傷、だ液)	口腔粘膜の水疱、重篤な病気は起きない	傷口の発赤、腫脹、水泡形成、頭痛、嚥下困難、麻痺等の脳神経症状、発熱、脳炎症状を起こす		
ウエストナイル熱/脳炎 *	野鳥、ウマ、その他哺乳類(犬、猫、コウモリ、リス、スカンク、ウサギ)	直接(咬傷) 媒介: 蚊(イエカ、コガタアカイエカ)	鳥類: 通常は症状を示さない。大型猛禽類、カラス、カケス、サギ類等で感受性高。ニワトリ、スズメ等小型鳥類は感受性が低い。犬、猫等小動物はひどい症状は起こさない。ウマでは致死的な脳炎を起こすことがある	突然の発熱(39度以上)、頭痛、筋肉痛、時に消化器症状、リンパ節腫脹、発疹(胸、背、上肢)、多くは1週間以内で回復、倦怠感が残ることも多い	約80%が不顕性感染 ヒト ヒト感染はない		

	病名	対象動物	主な感染経路	動物の主な症状	人の主な症状	その他	感染症の類型(**)
ウイルス	サル痘*	野生げっ歯類(リス、ネズミ)、サル	直接(咬傷、ひっかき傷)	皮膚の発疹等	天然痘に似た発疹、発熱等。ただし、感染力及び致死率は、はるかに低い。	米国では アフリカ輸入げっ歯類 米国ブレーリードック 飼いに感染	第4類感染症
	ペスト*	げっ歯類 猫	腺ペスト:直接(咬傷) 肺ペスト:飛沫(吸入) 媒介:ノミ	猫以外はほとんど無症状	腺ペスト:ヒトペストの80~90%を占める。発熱、頭痛、リンパ腺腫脹、自潰、敗血症、高熱 肺ペスト:高熱、咳、漿液性血瘍、重症の肺炎、腺ペストからの移行	腺ペストは膿に触れなければヒト ヒトへの感染はない。肺ペストの極期は強い感染力を有す。わが国においては1926年以降ペスト患者の報告なし	第1類感染症
細菌	細菌性赤痢	霊長類	経口(飲食物を介して。患者、保菌者の糞便)	発熱、下痢、急性大腸炎	急激な発熱、下痢、しぶり腹、急性大腸炎(粘血便)	サルが下痢をしたら注意	第2類感染症
	腸管出血性大腸菌感染症	ウシ、ヒツジ、シカ	経口(飲食物を介して)	無症状	腹痛、水様性下痢、血便、溶血性尿毒症症候群、乳幼児、高齢者は重篤傾向		第3類感染症
	ブルセラ症	ウシ、ヤギ、ブタ、ヒツジ、犬	接触(血液、乳汁、尿、胎盤)	流産、精巣炎、陰囊皮膚炎	インフルエンザ様症状、波状熱	流産した犬は要注意(獣医師の検診を)	第4類感染症
	野兔病	野生げっ歯類(ウサギ、ネズミ)、野鳥	直接接触(血液)、間接(蚊、シバエ、アブ、マダニ) 経口(汚染生水、野ウサギの調理不十分)	不明	発熱、悪寒、関節痛、菌の侵入箇所のリンパ節腫脹	ヒト ヒト感染はない	第4類感染症
	レプトスピラ症	ネズミ、犬、家畜(ウシ、ブタ等)	経皮(尿に接触、たまに経口)	腎炎。げっ歯類は無症状が多い	発熱、筋肉痛、眼結膜出血、黄疸、出血	犬ワクチン有効、水系環境要注意、乾燥は予防に有効	第4類感染症
	パスツレラ症	犬、猫、家畜(ウシ、ブタ等)	直接(咬傷、引っかき傷)	無症状が多い	傷口が腫れて痛む、軽症。発症した場合は上部気道炎、気管支炎、肺炎を起こすこともある。死亡例なし。予後良好	犬、猫の口腔内正常細菌叢。菌の保有率:犬 75%、猫 97%(猫の爪傷は石鹸でよく洗浄)	
	サルモネラ症	犬、猫、ニワトリ、ミドリガメ、家畜(ウシ、ブタ等)	経口(動物性食品を介して)	無症状が多い	発熱、下痢、嘔吐等の急性胃腸炎	特にカメの保菌率は高い	
	カンピロバクター症	犬、猫、鳥類	経口(動物性食品を介して)	無症状が多い	発熱、粘血便を伴う腸炎		
	仮性結核	犬、猫、霊長類、偶蹄類	経口(飲食物を介して)	無症状が多い	胃腸炎、虫垂炎、泉熱様疾患、発熱、発疹		

	病名	対象動物	主な感染経路	動物の主な症状	人の主な症状	その他	感染症の類型(**)
細菌	エルシニア・エンテロコリチカ感染症	犬、猫、ネズミ、ブタ	経口(飲食物を介して)	無症状が多い	頭痛、咳、咽頭痛などのかぜ様症状、腹痛、吐気、嘔吐、胃腸炎、下痢、虫垂炎、関節炎		
	ねこひっかき病	猫	直接(咬傷、引っかき傷)	無症状が多い	リンパ節の腫れ、発熱、ほとんど軽症	特に子猫は注意	
リケッチア・クミア	Q熱	ウシ、ヤギ(偶蹄類)、野生動物、鳥類、愛玩動物	直接(経口)、吸入(汚染塵埃、汚染獣皮、汚染毛皮類、乳汁、尿、糞便)	無症状が多い、流産	インフルエンザ様症状、悪寒、戦慄を伴う急激な発熱、頭痛、食欲不振、全身倦怠、気管支炎、肝炎、髄膜炎、心内膜炎。多くは自然治癒、不顕性感染も多い。	ダニからの感染も有	第4類感染症
	オウム病	鳥類(セキセイインコ、オウム、ハト等)	吸入(糞便、だ液)	下痢、元気消失。ヒナや若鳥では症状が重く、成鳥では無症状が多い	インフルエンザ様症状、突然の発熱、咳嗽、全身倦怠感、食欲不振、筋肉痛、頭痛、関節痛	口移しでの餌やり禁止	
原虫	トキソプラズマ症	猫、犬、家畜(ブタ、ヒツジ)	経口	猫:全身感染、肺炎、腸炎、脳炎 犬:下痢、ジステンパー類似症状	不顕性感染がほとんど。 急性の場合、発熱、脈絡網膜炎、脳症状 先天性の場合、上記症状以外に脳水腫、水頭症、発育障害	無症状感染も多い。妊婦は特に注意	
真菌	真菌症(皮膚糸状菌症)	犬、猫	接触	脱毛、フケの発生、皮膚の肥厚、痂皮形成	軽度の脱毛等の皮膚障害、かゆみを伴う	感染動物は隔離、治療、部屋の清掃は必要	
寄生虫	エキノコックス症	犬、キツネ	経口 媒介:ネズミ(仔虫)、キツネ(親虫)、糞便(虫卵)、人	無症状が多い	潜伏期間が長く、上腹部の不快感、膨満感、腹痛、肝機能障害、腹水、黄疸、重度の肝機能不全	人では10年以上経っての発症もある	第4類感染症
	回虫症(幼虫移行症)	犬、猫	経口(糞便中の虫卵が口に入る)	子犬、子猫:食欲不振、下痢、おう吐 成犬、成猫:無症状が多い	幼児で肝臓、脳、目等に障害	犬、猫に触ったり、砂場等で遊んだ後の手洗い、旅行	
	疥癬症	犬、猫	接触	皮膚の強いかゆみ、脱毛	皮膚の強いかゆみ、脱毛		

【参考文献・資料・ホームページ】

1. 動物由来感染症ハンドブック：厚生労働省健康局結核感染症課編、2002
2. 動物由来感染症：厚生省生活衛生局乳肉衛生課編
3. 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
4. 厚生労働省検疫所 <http://www.forth.go.jp/>
5. 国立感染症研究所感染症情報センター <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
6. 人と動物の共通感染症研究会 <http://www.hdkkk.net/>

*印：わが国で病原体がいまだ、もしくは長期間発見されていない病気

**印：感染症の類型

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、感染力、罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点からみた危険性と対応の内容及び必要度により、その高い順に第1類から第5類に区分、類型化されている。

(2) 災害時における動物の逸走対策

自治体では、大地震等の災害時に備え、地域防災計画を策定しており、東京都など一部の自治体では、その計画の中で、災害時の動物の逸走防止や保護対策等についても規定している。(別紙2)

また、上野動物園等では、猛獣等脱出対策計画を策定し、猛獣等の脱出の予防並びに脱出等の際の入園者及び住民の安全確保のための対策を講じている。(別紙3)

(3) 個体識別措置

改正動物愛護管理法では、新たに動物の所有者の責務として、所有を明示する措置を講ずる旨の規定が設けられた。

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第5条

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めなければならない。

これは、自己の所有に係る動物であることを明示することによって、当該動物の飼い主責任の所在を明らかにし、逸走した動物の飼い主発見の促進や飼養する動物の遺棄の防止の徹底を図っていかうというものである。

個体識別方法としては、名札、脚環、マイクロチップ、刺青、耳票等があるが、動物の種類、大きさ、生態、習性、生理等を考慮するとともに、消失、脱落しにくいなどの耐久性・安定性のある方法を選択する必要がある。

海外では、マイクロチップが主たる個体識別の方法として導入されており、災害時に、逸走等により不明になった動物を探し出すためにも、有効な方法と考えられている。

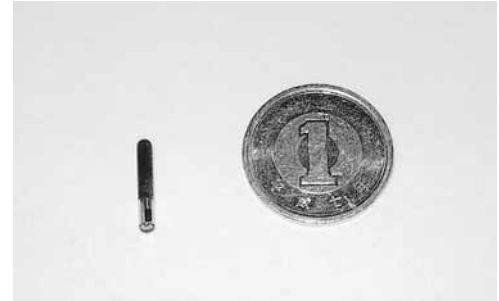
我が国におけるマイクロチップの普及率は低く、多く見積もっても、数万個体にすぎないといわれているが、その普及に向けた各種取組みがA I P O等により行われ始めている。

< 参考 >

マイクロチップ

マイクロチップ (MC) は、直径約 2mm × 長さ約 12mm の小さな円筒形の電子標識器具。ガラスのカプセルでできており、その中に集積回路 (IC)、コンデンサー、アンテナの役割を果たすコイル等を収めてあり、IC チップとも呼ばれている。

MC に標識されているデータは、リーダーという装置を使って読み取る。電波を発するリーダーを MC に近づけると、MC がその電波に反応して電波を送り返し、これをリーダーが感知してデータを読み取る。MC 自体は電源を必要としないため電池の交換等は不要で、一度動物の体内に注入すれば、一生交換する必要はない。



A I P O

A I P O (Animal ID Promotion Organization 動物 ID 普及推進会議) は、マイクロチップによる動物の個体識別を普及・推進することを目的として、平成 14 年 12 月 20 日に、結成された団体。

構成メンバーは、環境省所管 4 団体 ((財) 日本動物愛護協会、(社) 日本動物福祉協会、(社) 日本愛玩動物協会、(社) 日本動物保護管理協会) と (社) 日本獣医師会。

東京都地域防災計画 震災編(平成15年修正)[本冊より抜粋]

東京都防災会議

第11章 医療救護

第5節 保健衛生

7 動物愛護

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

都は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、区市町村等関係機関や都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

(1) 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、都は、区市町村、都獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

都は、避難所を設置する区市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

ア 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等区市町村への支援

イ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整

ウ 他縣市への連絡調整及び要請

(3) 動物愛護の活動方針

ア 都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護、援護を行う。

イ 都は、「動物救援本部」を支援する立場から、情報の提供、「動物救護班」「動物医療班」の援護活動への応援及び活動の拠点としての場の提供を行う。

ウ 「動物保護班」「動物医療班」は、被災住民への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での動物医療に携わる。

(4) 「動物保護班」「動物医療班」編成

ア 動物保護班(動物監視員(獣医師)1名、動物指導員(運転・技術)2名)

特別区内 5班 多摩地区 4班

イ 動物医療班(動物監視員(獣医師)2名、動物指導員(運転)1名)

特別区内 2班 多摩地区 2班

(別紙2)

東京都地域防災計画 震災編(平成15年修正)別冊資料より抜粋]

東京都防災会議

(別紙3)

東京恩賜上野動物園 猛獣等脱出対策計画

第1章 総 則

(目的)

第1条 この計画は、東京都動物の保護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第10条及び第25条第1項の規定に基づき、恩賜上野動物園（以下「園」という。）において猛獣等の脱出の予防並びに脱出等の事故発生に際して入園者及び住民の安全を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(猛獣等の範囲)

第2条 この計画における猛獣等とは、条例施行規則第4条で定める別表第1「特定動物の範囲」に記載された動物のほか、脱出により入園者等に危険を与えると思われる動物とし、別表1に定めるものをいう。

2 前項以外の動物でも、園長が危険な動物と判断したときは、猛獣として取り扱うことができる。

(消防計画、非常事態対策計画との調整)

第3条 火災及び地震等の災害については、別に定める「消防計画」並びに「非常事態対策計画」により必要な措置を取ることとするが、その際猛獣等の脱出があった場合、直ちに本計画による対策を行うものとする。

(計画の修正)

第4条 この計画は、常に検討を加え、必要があるときは課長会の議を経て園長の決定により修正する。

第2章 予 防 対 策

(施設の保全)

第5条 動物舎等施設の保全管理責任者及び担当者を別表2のとおり定め、動物の脱出等の防止に努めるものとする。

(施設等の点検)

第6条 担当者は、動物舎等の施錠及び鍵の有無並びに施錠の確認を行うものとする。

2 飼育課の責任者は担当者とともに、動物捕獲用具等、動物脱出時に必要となる資器材について、四半期に1回点検整備を行うものとする。

3 庶務課の責任者は担当者とともに、園の外柵の安全確認を半年に1回行うものとする。

(点検結果の報告及び整備)

第7条 点検の結果、動物舎の異常を認めるときは、応急修理を行うとともに、各責任者を経由して担当課長に報告する。

- 2 報告を受けた担当課長は、園長に報告するとともに、関係課長と協議し必要な措置と施設の安全管理に努めるものとする。

第3章 猛獣等脱出対策

(猛獣等脱出対策本部)

第8条 動物の脱出等の事故が発生した場合、すみやかに脱出動物の捕獲等を行い、園内の安全を確保するため、園長を本部長とする猛獣等脱出対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 本部及び各隊の編成は別表3のとおりとする。

(本部長の権限)

第9条 本部長は各隊を指揮監督し、本部の円滑な運営を図るとともに、次の業務を行う。

- (1) 対策本部の設置及び解除の決定。
- (2) 第11条に定める協力機関への協力要請。
- (3) 第13条に定める猛獣等の射撃措置の決定。
- (4) 建設局長及び公園緑地部長への事故状況報告に関すること。
- (5) その他対策本部の決定に関すること。

- 2 各隊長は、隊員を指揮監督し、本部長との連絡を密にし、各隊の任務の遂行を図るものとする。

(各隊の任務)

第10条 本部各隊及び各班の分掌は次のとおりとする。

通信連絡隊

1 本部連絡班

- (1) 本部各隊との連絡調整に関すること。
- (2) 車両の配備、調整に関すること。
- (3) その他各隊、班に属しないこと。

2 関係機関連絡班

- (1) 条例第25条及び第26条に基づく知事への通知届出に関すること。
- (2) 他機関との通信連絡に関すること。
- (3) 報道機関に対する広報及び取材の調整に関すること。

工作隊

- 1 工作第1班 捕獲隊との連絡及び外部業者の協力要請に関すること。
- 2 工作第2班 施設の管理保全に関すること。
- 3 工作第3班 脱出動物の逃亡防止柵の設置に関すること。

捕獲隊

- 1 記録班 本部活動の記録に関すること。
- 2 連絡班 隊内各班の連絡調整及び本部長への報告に関すること。
- 3 監視班 園内動物及び動物者の監視に関すること。
- 4 東園捕獲班 脱出動物の監視及び捕獲に関すること。

- 5 西園捕獲班 脱出動物の監視及び捕獲に関すること。
- 6 は虫類捕獲班 脱出動物の監視及び捕獲に関すること。
- 7 子供動物園捕獲班 脱出動物の監視及び捕獲に関すること。
- 8 麻醉班 捕獲動物の麻醉に関すること。

警備誘導隊

- 1 警備班
 - (1) 園内及び境界の警備、監視に関すること。
 - (2) 施設の管理及び警備に関すること。
- 2 誘導班
 - (1) 入園者及び付近住民に対する広報に関すること。
 - (2) 入園者の避難誘導に関すること。
- 3 救護班 園内における負傷者の救護に関すること。

(協力機関への協力要請)

第11条 本部長は、必要と認めるとき次の機関に対し協力を要請し、その協力のもとに事態の早急な解決を図るものとする。

- 2 協力機関及び協力の内容は次のとおりとする。
 - (1) 上野警察署 警備、射殺及び避難並びに広報に関すること。
 - (2) 上野消防署 負傷者の救助及び避難に関すること。
 - (3) 猟友会台東支部 警備、捕獲及び射殺に関すること。
 - (4) 各報道機関 広報に関すること。
 - (5) 東京動物園協会 脱出対策全般に関すること。
 - (6) その他の機関（日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会並びに青年団、婦人会及び町内会など） 救護・避難等の補助業務に関すること。

(指揮者の順位)

第12条 本部の活動に際し、本部長等に事故等があり、その職務に従事できない事態が生じた場合、指揮者の順位を次のとおり定める。

区 分	第1次指揮者	第2次指揮者	第3次指揮者
本 部 長	園 長	副園長兼庶務課長	飼 育 課 長
通信連絡隊長	副園長兼庶務課長	庶 務 係 長	経 理 係 長
警備誘導隊長	受託事業課長	管 理 係 長	案 内 係 長
捕 獲 隊 長	飼 育 課 長	東園飼育係長	西園飼育係長

工 作 隊 長	工 事 課 長	施 設 課 長	技 術 係 長
---------	---------	---------	---------

(射撃の基準)

第13条 射撃はそれ自体危険性を有することから、次の基準により慎重に対処するものとし、その決定は本部長が行うものとする。

- (1) 確実に射殺することができる見込みがないときは射殺しない。
- (2) 射殺する以外に事態を収拾する見通しが立たない場合を除いては射殺しない。
- (3) 撃弾によって人身に被害を及ぼす恐れがある場合は射撃しない。ただし、猛獣等により人身に被害を受ける恐れがあると判断した場合には射殺を命じるものとする。
- (4) 必要と認めるときは、関係機関に対し、特別措置の要請をできるものとする。

第 4 章 訓 練

(訓練の実施)

第14条 動物の脱出等の事態が発生した場合、本部の活動を迅速かつ円滑に進め、被害を最小限に押さえるため、次により訓練を実施するものとする。

- (1) 総合訓練 猛獣等の脱出を想定し、2年に1回実施要綱を定め、本部の設置及び捕獲等の総合訓練を行う。
- (2) 通信連絡訓練 前記総合訓練のほか、特に夜間における通信連絡の徹底を図るため必要と認める都度通信連絡を実施する。
通信連絡の方法は、別表4に定めるとおりとする。

(協力機関の訓練への参加)

第15条 総合訓練実施に際し、訓練を効果的に実施するため、必要な協力機関の訓練への参加を要請することができる。

付 則

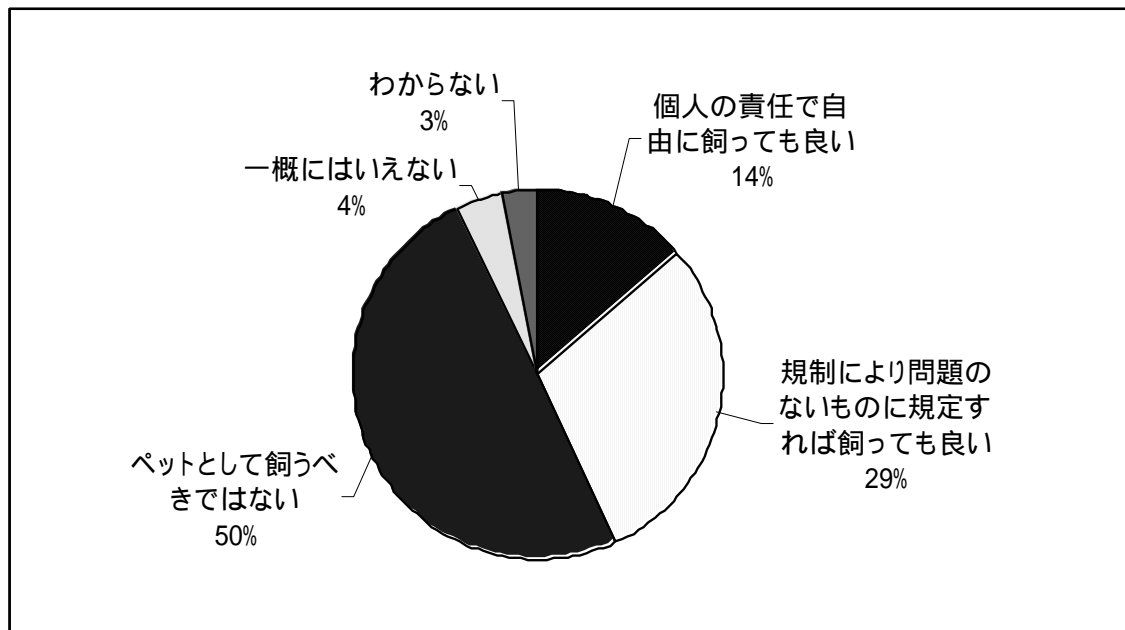
この計画は平成15年2月25日から施行する。

(5) その他

野生動物や飼育困難動物に係る安易な愛玩目的飼養等の抑制
施設廃止時の動物の取扱いの適正化
改定基準の趣旨・内容等についての普及啓発の推進

(1) 外国産野生動物のペット飼育の是非に対する考え方

アライグマ、イグアナなど外国産の野生動物をペットとして飼う人がいるが、このようなペットを飼うことについて、どのように考えるか聞いたところ、「個人の責任で自由に飼ってもよい」と答えた者の割合が13.7%、「規制により問題のないものに限定すれば飼ってもよい」と答えた者の割合が29.4%、「ペットとして飼うべきではない」と答えた者の割合が49.7%となっている。(有効回答者数 2,202人)



(動物愛護に関する世論調査：平成15年7月調査)

* 外来種問題の概要

外来種とは、ある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育することとなる種として捉えられており、中でも生物多様性等への影響を生じさせる外来種は、自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっており、特に「侵略的な外来種」と言われている。

外来種による影響の事例

(環境省とりまとめ)

外来種の事例	<影響の種類>							財産等 (農林水産業等) への影響	健康への影響
	生物多様性への影響					影響を受ける地域の特性			
	<影響の評価項目> (影響を評価する際の主な視点)								
	影響のタイプ(種の特性)				影響を受ける地域の特性				
	生態系の攪乱		遺伝的な攪乱		希少・固有生態系、種	影響が生じている地域			
捕食	競争・駆逐	土壌環境等の攪乱							
【哺乳類】									
アカゲザル							千葉県白浜町・館山市		
アライグマ							北海道		
イノシシ・イノブタ							北海道、西表島		
オグロプレーリードッグ									
カイウサギ							七ツ島(石川県)		
キョン									
ケラマジカ									
ジャワマングース							沖縄島、奄美大島		
大陸産キタリス									
タイリクモモンガ									
タイワンザル							下北半島 紀伊半島		
タイワンリス									
タヌキ							屋久島		
チョウセンイタチ									
チョウセンシマリス									
テン							佐渡 三宅島		
ニホンイタチ							トカラ列島		
ニホンジカ									
ヌートリア									
ノネコ							沖縄島、対馬		
ノブタ							小笠原諸島		
ノヤギ							小笠原諸島 南西諸島		
ハクビシン									
【鳥類】									
インドクジャク							八重山諸島		
ガビチョウ									
カワラバト									
コウライキジ									
ソウシチョウ									
タイワンシロガシラ							沖縄島・周辺離島		
中国産メジロ									
ワカケホンセイインコ									
【爬虫類】									
カミツキガメ							小笠原父島		
グリーンアノール							沖縄島		
サキシマハブ							沖縄島南部		
スッポン							沖縄諸島 大東諸島 八重山諸島		
セマルハコガメ							沖縄島		
タイワンスジオ							沖縄島中部		
タイワンハブ							沖縄島中部		
ミシシippアカミミガメ									
ミナミイシガメ							沖縄島、阿嘉島 宮古島		

: 国内で影響が確認されたもの

: (海外で影響が確認されるなど) 国内でも影響を及ぼす可能性がある

外 来 種 の 事 例	< 影 響 の 種 類 >						
	生物多様性への影響					人への影響	
	< 影 響 の 評 価 項 目 > (影響を評価する際の主な視点)						
	影響のタイプ(種の特性)			影響を受ける地域の特性			
	生態系の攪乱		遺伝的な攪乱	希少・固有生態系、種	影響が生じている地域		
捕食	競争・駆逐	土壌環境等の攪乱				財産等 (農林水産業等)への影響	健康への影響

影響を生じている外来種の導入の経緯

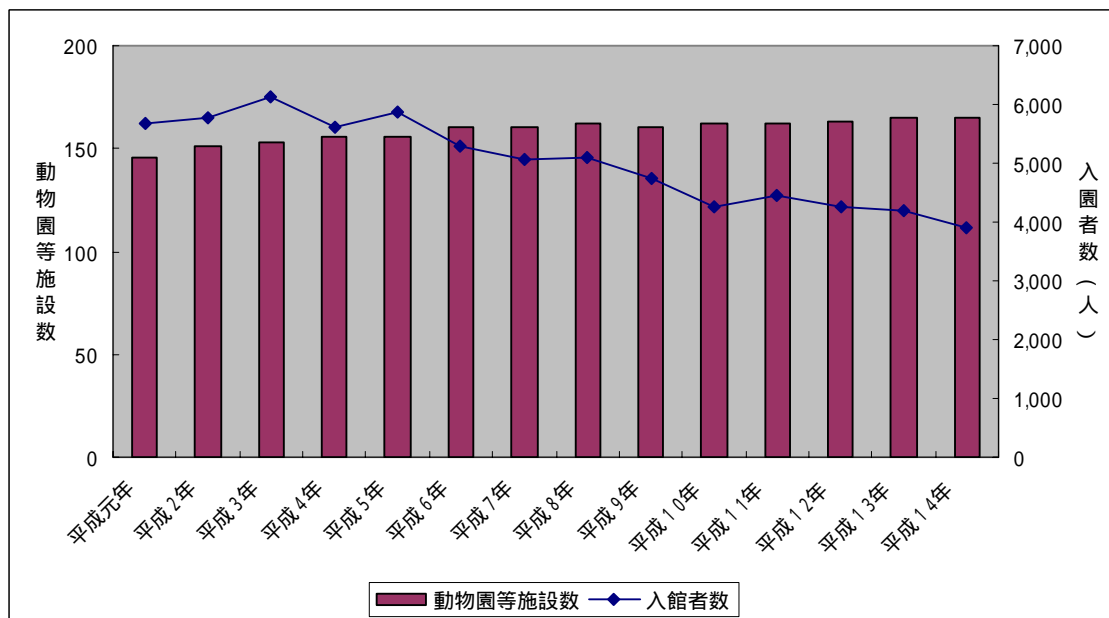
外来種の事例	<導入の経緯>				
	意図的導入				非意図的導入
	利用を目的とした野外への積極的導入	飼育下からの遺棄・放逐・逸出			混入・付着等
	天敵・狩猟等	ペット	家畜・養殖	展示等	
【哺乳類】					
タイワンザル					
カイウサギ					
タイワンリス					
チョウセンシマリス					
ヌートリア					
アライグマ					
ニホンイタチ					
チョウセンイタチ					
テン					
ハクビシン			?		
ジャウマンゲース					
ノネコ					
イノシシ・イノブタ					
ノブタ					
ニホンジカ					
ケラマジカ			?		
キョン					
ノヤギ					
【鳥類】					
カウラバト					
ガビチョウ					
ソウシチョウ					
ワカケホンセイインコ					
【爬虫類】					
ガミツキガメ					
セマルハコガメ					
ミナミイシガメ					
ミシシッピアカミミガメ					
スッポン					
グリーンアノール					
タイワンスジオ					
サキシマハブ					
タイワンハブ					

出典：移入種（外来種）への対応方針について（平成14年8月環境省）

(2) 動物園等の入園者数の推移

動物園等の入園者数については、動物園等の施設数に大きな増減がみられないにもかかわらず、平成3年をピークに減少基調を示している。

動物園等の入園者数の推移



年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年
入園者数(人)	56,715,941	57,747,953	61,383,521	56,194,215	58,707,218	52,881,282	50,656,773
動物園等施設数(園)	146	151	153	156	156	160	160

年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
入園者数(人)	51,074,271	47,437,759	42,427,951	44,468,339	42,574,417	41,811,471	39,134,476
動物園等施設数(園)	162	160	162	162	163	165	165

調査対象: 社団法人日本動物園水族館協会加盟動物園水族館

出典: 平成14年度日本動物園水族館年報